

被害者サポートは心のケアから

衆議院議員・前国務大臣（犯罪被害者等施策担当大臣）村田吉隆

一昨年12月、みなさまが待ち望んでいた犯罪被害者等基本法が、議員立法で成立しました。私は、その後、本法律担当の国務大臣として、この法律に盛られた施策を実現するための基本計画の策定に当らせていただきました。先ず、犯罪被害者のご家族の会や支援団体のみなさまからご意見を伺う会合からはじめましたが、犯罪被害者の方々から実に多くの訴えを頂戴いたしました。私ども担当者は、これまで、この国において犯罪被害者、ご家族の方々にとって、精神的、肉体的、経済的被害の回復や、訴訟手続きを通じる苦痛、マスメディアからの被害などを救う体系的な救済策が講じられ

ていなかったことに思いを致し、担当が決まってからは、法律の趣旨に則って、被害者側の要望をできる限り取り上げようと、スタッフ一同、意欲的でありました。昨年12月の閣議決定に至るまで、半年余りという時間的制約の中で、計画案の骨子策定、パブリックコメントなどへと手続きを超スピードで進めたことも、被害者のみなさまの気持ちになってできるだけ早く成案を得たいとの思いからであります。

岡山でもこうした動きに合わせ、今年の1月11日「被害者サポートセンターおかやま（VSCO）」が社団法人としての設立を許可され、今後、3ヶ年計画で早期援助団体としての指定を受けるための活動を加速させていることを歓迎したいと思います。私の前担当大臣としての構想のように、不幸にして犯罪に遭遇された被害者が、とにかく相談できる窓口として、こうしたサポートセンターが、被害者に認知され、政府、自治体や民間企業、個人からの十分な財政的支援を受けて安定して活動を継続でき、さらに医療、心理療法、法律相談など必要とされる被害者の相談を受ける陣容を確保できるようになればと思います。VSCOは、まだ、スタートして間もないようですが、スタッフの温かい志は、他のどの団体にも負けないと感じました。

VSCOの今後のご活躍と、被害者の方々が不幸にもめげず、みなさまの協力で力いっぱいの幸せを取り戻してくれることをお祈り致しております。



「犯罪被害者等基本計画検討会」における村田前国務大臣（手前からお2人目）

「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました

2004年12月に成立、2005年4月から施行された「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者のための今後の取り組みをまとめた、政府の「犯罪被害者等基本計画」が、同年12月27日の閣議で正式に決定されました。

基本計画は、目的、基本方針、重点課題、推進体制、重点課題に係る具体的施策の5部構成で、基本方針等の概要は次のとおりです。

4つの基本方針

- 1 犯罪被害者等に、個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、置かれている状況など個々の事情に応じて適切に行われること
- 3 被害を受けたときから再び平穏な生活を営むようになるまでの間、必要な支援等が途切れることなく行われること
- 4 犯罪被害者等のための施策は、国民の総意を形成しながら展開されること

5つの重点課題 とその具体的施策

1 損害回復・経済的支援等への取組

- ① 損害賠償の請求についての援助等
- ② 給付金の支給に係る制度の充実等
- ③ 居住の安定
- ④ 雇用の安定

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ① 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ② 安全の確保
- ③ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

3 刑事手続への関与拡充への取組

- ① 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

4 支援等のための体制整備への取組

- ① 相談及び情報の提供等
- ② 調査研究の推進等
- ③ 民間の団体に対する援助

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ① 国民の理解の増進

具体的施策は、計258項目。うち、公営住宅への優先入居、医療機関情報の提供など212の施策は、直ちに取り組む。残りの46施策はさらに1~3年間、具体策を検討する。このうち、▽刑事裁判の成果を利用して損害賠償請求ができる制度、▽加害者に支払い能力がない場合に国が立て替え払いする制度、▽被害者が刑事裁判に直接関与できる制度、▽被害者を支援する民間団体への財政的援助などは、2年以内に結論を出すことになりました。

詳しくは、内閣府のホームページhttp://www8.cao.go.jp/hanzai/basic_plan.pdfをご覧下さい。

警察による被害者の実名発表・匿名発表について

「基本計画」では、「警察による実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」旨の記述が盛り込まれ、警察庁から、12月28日付で「基本計画の決定により、警察の基本的な考え方が変更されるものではないが、特に基本計画において当該記述が盛り込まれた趣旨を踏まえ、個別具体的な事案ごとに適切な発表内容となるよう、捜査を担当する各部門及び広報担当部門に対し、改めて指導を徹底されたい。」旨の通達が出されております。

「社団法人被害者サポートセンターおかやま」の皆さまへ

社団法人としての新しいスタートおめでとうございます。

昨年4月の設立総会に参加させていただき、皆さまの支援に対する並々ならぬ決意を目の当たりにし、地下鉄サリン事件が起きた10年前に比し、その進展ぶりに感動しました。その後の講演は、会場が旭川の土手に桜が眺められるところで、奇しくも私の桜への思いを話す絶好の場面設定になっていたことも強く印象に残っています。

空、川、花、人々、いつもと変わらないはずの情景も、遺族の私には事件を境に、異なるものに映りました。10年を経てそれが変化した経験をお話できて良かったと思います。仏教では三回忌、七回忌、十三回忌などと、徐々に悲しみに区切りをつけていきますが、本当の悲しみって10年単位なのではないかと、最近思うようになりました。

つまり、だから、被害者支援も一朝一夕にはいかないもの。その被害者支援に携わってくださる皆さまには、忍耐と情熱と献身的なお志に感謝するばかりです。

貴センターが被害者の信頼を勝ち得、「社団法人被害者サポートセンターおかやま」の名称が益々社会に浸透していくよう心より願っています。

地下鉄サリン事件被害者の会

代表世話人

高橋シズエ



被害者の回復に必要な支援と支援センターに望むこと

VSCO機関誌創刊号の発行、おめでとうございます。

被害者や関係者が長年待ち望んだ「犯罪被害者等基本法」も成立し、内閣府に「犯罪被害者等施策推進室」が設置され、「犯罪被害者等基本計画」が、平成17年12月に閣議決定されました。基本法は被害者の視点にたった施策を講じることと、被害者の意見を施策に反映することを求めていたため被害者関係団体等からのヒアリングも行われ、4つの基本方針と5つの重点課題が決められました。この重点課題は被害者支援の現場で、最もその必要性が求められている内容ばかりなので、1日も早く具体化し実施されることを願っています。また、電話相談や面接相談と同じように、支援の一環としてある自助グループは、①被害者が安心して感情を吐露し、他の被害者等と励まし支え合う中から回復のきっかけを掴むことができる。②支援者も身近なところで被害者の真の姿に接し、支援の技法を学ぶことができる。③被害者が出入りする支援センターは、関係機関や社会から信頼感を得る等の利点があり、被害者と支援者の双方にとり必要不可欠な存在です。

さらに、被害直後から適切な支援を受けた被害者は、被害体験を昇華し安全で安心な社会にするため役立ちたいと考え、支援センターの活動にも協力をしてくれます。支援センターと回復した被害者が車の両輪となり、被害者や支援への理解を深めることができれば、良い社会を造りあげていく循環が生まれることだと思います。「被害者サポートセンターおかやま」にも自助グループを設置することで、ますます発展することを祈念しています。

(社)被害者支援都民センター

事務局長

大久保恵美子



今後の被害者支援について

犯罪被害者遺族は、ある日突然事件に巻き込まれ、普通にしていた日常生活ができます、あたかも夢遊病者のようにになります。家族の中に、笑顔と会話がなくなり、食べること、眠ることも忘れてしまい、世間からも孤立し、全く何をしていいのか、毎日悲しみの中、「なぜ、なぜ自分の息子に」と、頭も心も、肉体的にも精神的にも、「不安」との鬱いです。

少年犯罪被害者遺族

高松由美子



多くの素人である犯罪被害者やその遺族にとっては、病院での先生の説明も理解できず、警察の事情聴取を始めとする事件の流れの中で、周りには、警察、医者、弁護士、検事、裁判官、臨床心理士等々すべて専門家ばかり。被害者やその遺族の周りには、理解ができるように説明をしてくれる人はいない。聞く人、教えてくれる人もいない。孤独です。

事件直後から、犯罪にあった当事者や一定の訓練を受けた経験のある支援者がパイプ役になり、病院や役所・警察などへの付き添い、自助グループの会への参加、法廷付き添いなどのサポートをする。そのような人達が、被害者・遺族のそばにいるだけで、安心ができ、信頼感がわき、心丈夫なのです。被害者・遺族にとっては、支援が早ければ早いほど、事件に向き合えるし、立ち直りが早く、間違いないように進んでいくことができ、人や社会に信用できなかった心が取り戻せるようになると思います。

今後は、いろんな分野で、きめ細かい支援が必要です。直接支援や生活支援などの活動が必要です。今も、あなたのすぐそばで、誰かが手を差し伸べて欲しいと待っています。専門家だけでなく、より多くの人が訓練を受け、自分のできる範囲のことを、被害者・遺族に尽くし支えてあげてください。

VSCOの1年

設立総会

2005.4.3 「早期援助団体」の指定をめざして再出発



2005.4.4付山陽新聞



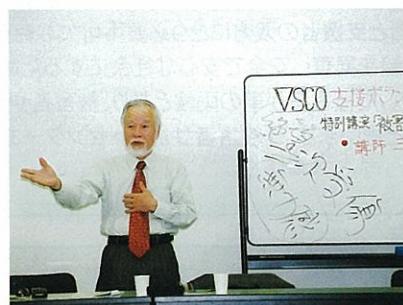
高橋シズエさんの記念講演「私が受けた支援」

研修

2005.4～9月 支援ボランティア養成講座 「基礎講座」計7回
「中級講座」計5回

2005.3月～ 継続研修（毎月1回）

2005.7.11～14 林さん、森さんが
「第7回直接的支援全国セミナー」に参加



講演中の三木善彦先生（基礎講座第1回）



大久保恵美子さんを囲んで（基礎講座第6回）

ロゴマーク

最優秀作品

2005.7.2

公募の結果、木下宗憲さんの作品が選ばれました。



コンセプト

犯罪被害者や家族の永遠に続く悲しみや苦悩をサポートし、回生への道へ進んで頂くために、デザインを考えました。ベースになっているのは「心」という文字で、江戸期の俳句、木食行道上人の和歌を念頭に置きました。

「まるまると まるめまるめ わが心

一まん丸丸く 丸くまん丸」

波立ち、怒りに慄れる自分の心を、満月のように円満清浄にできるのは、自分だけです。でも、そうなるよう決して心を離さず、かつ出しゃばらず、眞の愛で支えるのがVSCOの仕事です。

揺れ動く被害者や家族達に、再び温かい愛や希望が蘇るよう願いをこめて、その心をピンクの内で表し、彼等の涙を吸い取り、母なる海のように深い愛で受け止めるVSCOを2色の青色で表しています。揺れすぎて落ちても、更に受けとめる思いを2段の波形に表現しました。（木下宗憲）

2005年度活動報告



第2回犯罪被害者支援フォーラム

とき：2005.9.23 ところ：岡山シンフォニーホール



無料面接相談のあと、街頭パレードを行いました。



高松由美子さんの講演
「犯罪被害者の過去・現在・未来」

自らの体験を語り、被害者支援の重要性を訴える高松さん

(2005.9.24付毎日新聞)



ライブ（岡山県警音楽隊・そらゆめ）

電話相談等の実施状況（2005年3月～2006年2月）

計116件

■被害内容（継続相談を含む）

被害内容	件数	被害内容	件数
殺人	2	ストーカー	2
強盗	0	交通被害	5
性犯罪	16	財産的被害	7
虐待	3	その他の犯罪	12
暴行・傷害	6	その他	59
DV	4	計	116

■電話相談後のフォロー（延べ件数）

継続電話相談	14	
面談相談	電話相談員	10
	協力弁護士	10
紹介	LA岡山	5
	精神科医など	2
	県女性相談所	2
	消費生活センター	21
	その他	13
付き添い	専門家相談	4
	法廷など	5
計		86

相談電話

（086）223-5562

毎週火・水・土午後1時～4時

相談・支援は無料です。
秘密は厳守します。

VSCOは、社団法人としての設立許可を受けることができました

VSCOは、2003年11月29日、「被害者サポートセンターおかやま」として発足し、主として犯罪被害者等に対する電話相談を行ってきましたが、「犯罪被害者等基本法」が2004年12月に成立したことを契機に、危機介入（被害直後の支援）・法廷付き添いなどの直接支援や自助グループ活動への支援などに力を入れる必要があると考え、2005年4月3日、「社団法人被害者サポートセンターおかやま」として再出発しました。その後、多くの皆様のご支援を頂きながら一所懸命頑張ってきました。お陰様で、2006年1月11日、岡山県知事から社団法人としての設立許可を受けることができました。



岡山県警本部警務部県民応接課の山本康登課長から設立許可書の伝達を受ける高原理事長ら

今後は「犯罪被害者等早期援助団体」の指定をめざします

理事長 高原勝哉

事件発生直後の被害者は、混乱やショック状態にあるため、被害者の方から積極的に支援を要請することが困難です。しかし、民間の支援センターが、警察と連携を取りながら、できるだけ早く、被害者により添い、身の回りの世話、警察・検察庁・病院などへの付き添い、報道関係者への対応、刑事手続の流れの説明などの情報提供など、被害者のニーズに即応した支援活動を行う。そのことによって、被害が重くなることを少しでも防いだり、被害から少しでも早く立ち直るケースがあることは、欧米先進国によって実証済みです。

そして、都道府県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた民間支援センターには、警察から、被害者の同意を得て、被害者の氏名・住所・被害の概要に関する情報が提供されます。これが、「犯罪被害者等早期援助団体」のシステムで、2002年4月から施行されておりますが、その民間支援センターが「信用できる団体」かどうかは、支援員の経験の質・施設設備の充実・財政的基盤の確立等の諸点を含め、相当厳しくチェックされますので、現在、全国被害者支援ネットワークに加盟している計40団体のうち、「早期援助団体」の指定を受けているのは9団体にすぎません。

また、この指定を受けることで、「特定公益増進法人」として認定され、寄付金に対する税法上の優遇措置を受ける道も開かれます。

そして、VSCOが社団法人としての設立許可を受けたことは、「早期援助団体」の指定を受けるための新しい第一歩です。今後は、3年以内の指定をめざして、日々の被害者支援活動をより一層充実・本格化させていく決意を固めているところです。

皆様のご理解とご支援・ご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。



福島克臣岡山県警察本部長と

被害者支援の基礎知識

PTSD(Post-traumatic Stress Disorder、心的外傷後ストレス障害)

とその周辺の心の病気



VSCO研修委員
堀井茂男
(精神科医)

こころの病はストレスから、とよく言われますが、精神科の病気の原因はこころの重荷（ストレス）だけとは限らず、脳の病気（脳梗塞や脳腫瘍、頭部外傷などの脳器質性精神障害）からもおこりますし、まだ原因不明の統合失調症（精神分裂病）、気分障害（躁うつ病）もあります（これらを内因性精神障害と呼びます）。また、身体疾患やアルコール、薬でもおこります。ストレスなどか

らおこる心因性の精神障害の代表は神経症性障害で、不安障害（パニック障害など）、強迫性障害、解離性障害（多重人格など）がこれにあたり、身体表現性障害と重度ストレス反応および適応障害（PTSDを含む）も同じグループの疾患です。重度ストレス反応および適応障害は、これらのなかでストレスと直接関連しておこるもので、ストレスから数時間から数日でおさまる重篤な一過性の障害は急性ストレス反応、トラウマから遅延して、または遅延して起こるものをPTSD、どちらかと言えばいろいろなストレスが原因で個人的素質・脆弱性と関連しているものを適応障害（抑うつ反応など）と診断します。

さて、PTSDの説明に入りましょう。PTSDと関連するストレスには地震や火事などの悲惨な災害に遭う、激しい事故、拷問、テロリズム、強姦などの性被害の犠牲者など、例外的に著しく脅威のあるいは破局的な出来事などがあります。このような、ほとんど誰でもが大きな苦悩を引き起こすような状況に遭遇して、数週から数ヶ月しておこってくる心の障害がPTSDです。経過は様々ですがそのうち回復するものが多いと言われています。

PTSDの特徴は、トラウマを思い出す手掛かりとなるものへの恐れや回避があり、ある種の無感覚さや鈍感さ、アンヘドニア（喜びや感動を喪う）などがあることで、そのような背景があるにもかかわらず侵入的回想（フラッシュバック）が繰り返し生じたり、夢の中で反復してトラウマを再体験します。まれにはトラウマを想起させる刺激に反応して、恐怖、パニックあるいは攻撃性が劇的、急激に生じることもあります。不安・抑うつもよくみられ、自殺念慮も稀でなく、その事件が思い出せない（心因性健忘）こともあります。

PTSDの歴史をみてみると、PTSDという言葉は1980年のアメリカ精神医学会の統計用診断分類に初めて出てきた用語で、それまでの戦争神経症、災害神経症、賠償神経症と共に通点が指摘されています。が、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、犯罪被害者学の発展、DV研究などによってストレス反応が見直しされ、心的外傷（トラウマ）から障害を起こした人達を治療するために、たいへん有用なもので意義あるものだと考えられています。これまでなされて来なかった災害精神医学への関心の喚起を促し、被災地域での支援活動や精神保健対策に寄与することだけでなく、DVやレイプ被害から犯罪被害者の権利とニーズの認知の拡大化が図られるようになってきたのは、このPTSDの考え方が貢献しているのだと思います。PTSDという疾患としての概念は、このように拡大、変化してきていますが、一方では慎重に考えていくべきだ、との見方もあります。客観的にはさして重大でないストレス（個人的には重大な出来事であったとしても）に反応しての症状や精神障害に対して、犯罪被害者や自然災害者に対する同様に扱うことになる可能性があるからです。この点はに気をつけなければいけないとしても、重要な疾患概念には変わりありません。

PTSDの治療は、トラウマ教育、支持的精神療法（カウンセリング）、認知行動療法、表現療法などの精神療法、EMDR（眼球運動脱感作および再処理法）、集団療法、薬物療法、Peer Counseling（仲間との体験の話し合い）などがあります。PTSDはいろいろな要素を含んでいる状態像なので多次元からのアプローチが必要ですが、もっとも大切なことは、その人の困難なつらい体験・状況を共感的に理解し、その人を決して傷つけることなく傾聴していくことです。それにつきのではないうえどうか。

被害者支援ボランティア養成講座

を受講してみませんか！

ボランティアに関心のある方

窓口や電話で色々な相談を受ける機会のある方

「誰かと話したい、誰かに話を聞いて欲しい」「事件の夢を見る、事件の現場に近づけない、眠れない」などの悩みを抱える被害者の方の相談に乗り、サポートをしてゆく。そのためには、法律を初めとした知識が必要です。また、何気ない一言で、被害者の方の心を傷つけ、心を閉ざしてしまうかもしれません。被害者の方の心理を学ぶ事も必要です。

VSCOでは、2006年度被害者支援ボランティア養成講座を開催します。ボランティアに興味のある方、窓口や電話で様々な相談を受ける機会のある方などに、多く参加いただければと思います。

基礎講座

定員 50名

回数 7回（6回以上受講で修了証書交付）

受講料 7,000円（資料代込み）

第1回	4/15(土)午後	開講式、特別講演「被害者の心理とその支援」
第2回	4/22(土)午後	犯罪被害者等基本法他
第3回	4・5月中	刑事裁判の傍聴と解説
第4回	5/20(土)午後	交通事故被害者のサポート
第5回	5/27(土)午後	性暴力・DV・ストーカー被害のサポート
第6回	6/17(土)午後	暴力団・悪徳商法被害・経済的被害の回復
第7回	6/24(土)午後	殺人事件被害者遺族のサポート、心理的側面から見た被害者支援、閉講式

※申込の締切：3月31日

定員 20名

回数 5回（皆勤で修了証書交付）

受講料 無料

直接支援員養成講座（中級）

定員 20名

回数 5回（皆勤で修了証書交付）

受講料 無料

詳しくは ホームページ <http://voco.info> をご覧ください。

VSCOの仲間になりませんか！

VSCOでは、会員を募集しています。

正会員 個人1口 10,000円
団体1口 30,000円

年会費
は

賛助会員 個人1口 2,000円
団体1口 10,000円

お問い合わせは事務局か、ホームページへ

全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援組織
(社)被害者サポートセンターおかやま

事務局 ☎700-0807

岡山市南方2丁目13-1

きらめきプラザ2階ゆうあいセンター内

TEL086-223-5564

FAX086-223-5564

e-mail vco@kirameki-plz.com

この機関誌は、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて作成しました。